

## 目安箱の運用状況について

## 1. 件数

1 件（平成 24 年 1 月～平成 24 年 5 月末）

## 2. 具体的な要望事項

## ①要望者

スカイマーク株式会社

## ②要望事項

定期便における最少客室乗務員の運用の改善について

## ③要望に係る法律名等及び条項

運航規程審査要領細則

## ④求める措置の具体的内容

4-2 客室乗務員の編成

(1) 客席数が 50 席を超える航空機の客室乗務員の必要数

(4) その他 チャーター運航便、及び本邦内の特定の地方路線における定期便について、上記 (1) の規定を適用する場合は、(1) ①の規定中「客席数」とあるのを「搭乗旅客数」と読み替え、(1) ①b の規定中の「上部客室に客席を有する型式機にあっては」とあるのを、「当該客室に旅客が搭乗する場合」としてもよい。

## ⑤我が国の制度の現状、要望理由

運航規程審査要領細則記載のとおり。

急病等止むを得ない場合及びチャーター運航便のみ、「客席数」ではなく「搭乗旅客数」に基づく客室乗務員の算定が認められている。これを特定の地方路線に適用することで必要客室乗務員数・コスト削減ができ、それを原資に更なる路線ネットワークの拡充が可能となる。

## ⑥要望に関する諸外国の状況等

米国においては、FAR121.391 記載のとおり。

## (参考)

米国においては、客席数が 50 を超え 100 席以下の航空機には少なくとも 2 名の客室乗務員、100 席を超える航空機には少なくとも 2 名に客席数 50 まで毎に 1 名を加えた数の客室乗務員を配置すること等を規定している。(FAR121.391) また、欧州においては、少なくとも同一デッキの客席数 50 当たり 1 名（端数切り上げ）の客室乗務員を配置すること等を規定している。(EU OPS1.990)